

令和6年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等

指導監査（検査）結果報告書

令和7年9月

大田区

福祉部・こども未来部

はじめに

平成 29 年 4 月 1 日から、社会福祉法人制度を改革する改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人には、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施など、様々な対応が求められるようになりました。

区では、「区内に主たる事務所を置き、その行う事業が区の区域を越えない社会福祉法人」の所轄庁として、社会福祉法第 56 条に基づき、社会福祉法人の指導監査を実施しています。これは、社会福祉法人の適正な運営を確保するため、法人の育成に主眼をおいて実施するものであり、区民の皆様が社会福祉法人の施設・サービスを安心して利用していただけるよう、地域における福祉サービスの水準向上を目標としています。

また、区民の皆様が、安心して質の高い福祉サービスをご利用いただけるよう、介護保険サービス、障害福祉サービス、保育サービスを提供する事業者等に対して、適正なサービスの提供及び法令遵守に向けた指導監査（検査）を実施しています。

本報告書は、令和 6 年度に実施した社会福祉法人指導監査及び福祉サービス事業者等指導監査（検査）の結果について、主な改善内容のうち指摘件数が多かった事項や、指摘事項の具体事項例を中心に取りまとめたものです。

社会福祉法人及び福祉サービス事業者等の役員・職員、その他運営に携わる皆様には、本報告書を参考に、問題の早期発見と自主的な改善の取組にご活用いただければ幸いです。

区民の皆様には、福祉サービスが抱える課題や区の取組についてご理解いただき、地域の社会福祉法人や福祉サービス事業者等への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第一章	指導監査（検査）の概要	1
1	指導監査（検査）の体系	1
2	指導監査（検査）の流れ	3
3	令和6年度の概況	4
第二章	指導監査（検査）の結果	6
1	社会福祉法人	6
	（1）令和6年度実施状況	7
	（2）主な指摘事項	8
	（3）好ましい事例	9
2	介護保険サービス事業者等	10
	（1）令和6年度実施状況	10
	（2）主な指摘事項	11
	（3）好ましい事例	16
3	障害福祉サービス事業者等	17
	（1）令和6年度実施状況	17
	（2）主な指摘事項	18
	（3）好ましい事例	23
4	保育所・保育施設等	24
	（1）令和6年度実施状況	24
	（2）主な指摘事項	25
	（3）好ましい事例	29
第三章	資料編	31
資料1	社会福祉法人制度改革	31
資料2	社会福祉法人・福祉サービス事業者等	34
資料3	令和7年度 大田区社会福祉法人指導監査実施方針	41
資料4	令和7年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針	46
資料5	令和7年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針	49
資料6	令和7年度大田区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等の指導検査実施方針	51
資料7	主な社会福祉施設・事業等の概要	57
資料8	各種参考情報	64
	区の指導監査（検査）に関する連絡先	67

第一章 指導監査（検査）の概要

1 指導監査（検査）の体系

社会福祉法人に対する指導監査は、国が指導監査の目的や実施方法等を定めた「社会福祉法人指導監査実施要綱」及びその別紙である「指導監査ガイドライン」に従い実施することとされています。区では、「社会福祉法人指導監査実施要綱」を補足する「大田区社会福祉法人指導監査実施要領」を定めるとともに、監査対象法人の選定基準や重点項目等を「実施方針」（P41～参照）として定め、これらに基づき指導監査を実施しています。

また、区における福祉サービスは、社会福祉法人、株式会社、NPO 法人等多様な主体が提供しています。区では、各施設・事業者別に、それぞれの根拠法や設備運営に関する基準、国や東京都等の通知等に基づき指導監査（検査）を実施しています。

種別	社会福祉法人に対する指導監査	福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）		
対象	社会福祉法人	施設・事業所		
根拠	社会福祉法	介護保険法	障害者総合支援法 児童福祉法	児童福祉法 子ども・子育て支援法
要綱	・社会福祉法人指導監査実施要綱	・大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱 ・大田区介護保険サービス事業者等監査実施要綱	・大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱	・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱 ・大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱
方針	毎年度策定する「実施方針」			
基準等	・指導監査ガイドライン	・指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅介護サービス事業所等指導検査基準	・指定障害者支援施設等、指定障害福祉サービス事業所等指導検査基準	・保育所、保育施設等指導検査基準

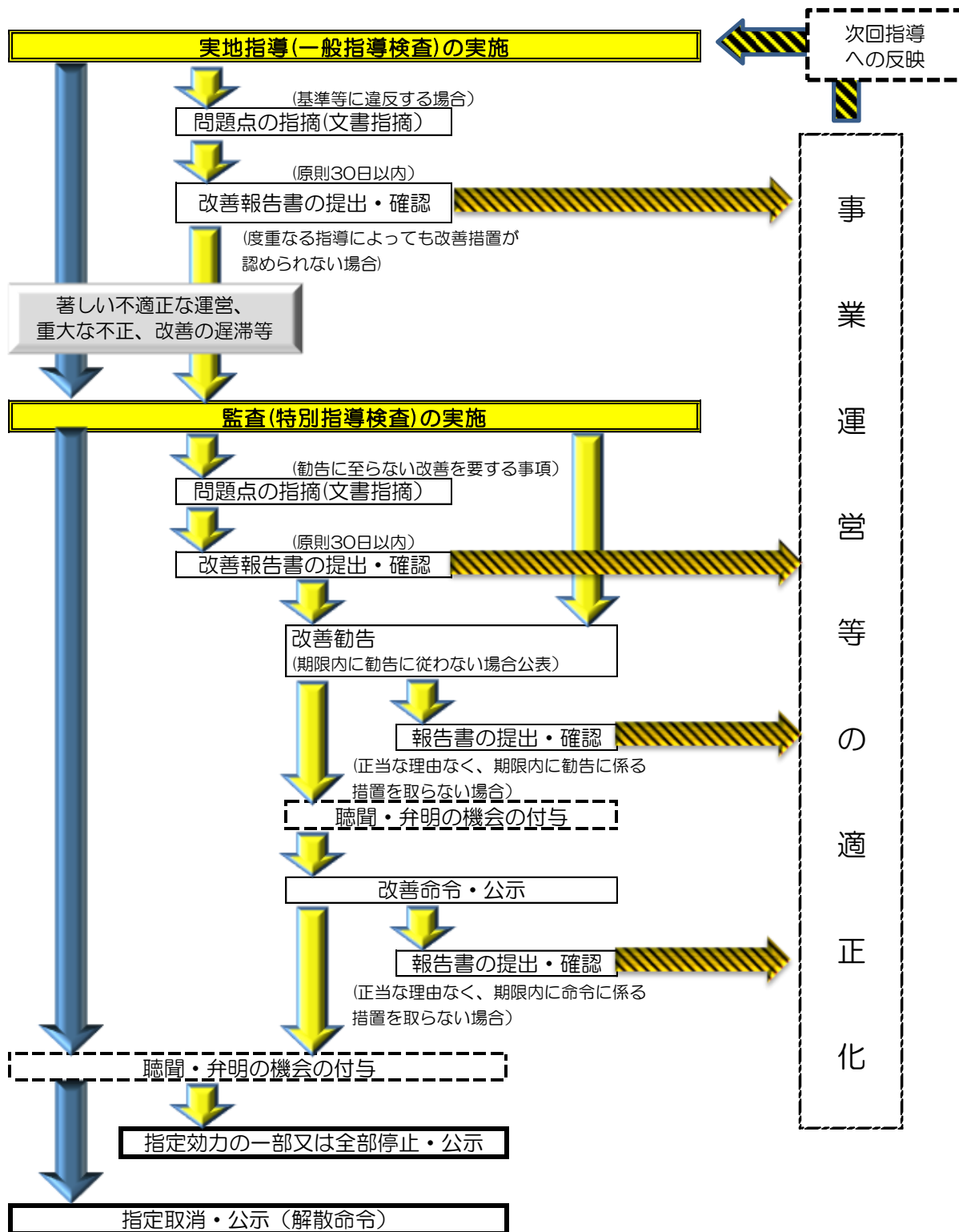
第一章 指導監査（検査）の概要

社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）を実施方法から分類すると、主に以下のようない種類になります。

- ア 実地指導（一般指導監査）：法人・施設等の所在地において行う、最も一般的な指導検査
- イ 集団指導（連絡会等）：事業者等を一定の場所に集めて講習会方式等で実施
- ウ 監査（特別指導監査）：法令等の違反や、著しく適正を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に、重点的あるいは継続的に行う指導検査

第一章 指導監査（検査）の概要

2 指導監査（検査）の流れ



(注)・上記の流れは概要を示したもので、根拠法により詳細は異なります。

- ・ 明らかな不正・違反が認められる場合等には、実地指導を経ずに監査から実施する場合があります。

3 令和6年度の概況

<社会福祉法人>

区による社会福祉法人指導監査業務は、東京都から事務移管された平成25年度から開始しました。また、平成29年4月1日には、平成28年に改正された社会福祉法の大部分が施行され、社会福祉法人制度改革が本格的に実施されています。制度改革の概要については、第三章資料編資料1（P31～）をご覧ください。

各社会福祉法人においては、当該制度改革に伴う変更後定款に基づく新しい体制での評議員会や理事会の開催、財務諸表等電子開示システムの運用、地域における公益的な取組の実施等、さまざまな対応が求められています。

区は所轄庁として、法人が法改正等の趣旨を十分に理解した上で、自主性・自律性を持った運営ができるよう、役員等の選任、評議員会・理事会の運営、役員等への報酬の支給、会計処理及び計算書類の作成が法令等に基づき適正に行われているか等を重点項目として指導監査を実施しました。また、集団指導は集合形式で2回実施し、法人運営に関する事項及び区が実施する福祉施策等の説明並びに法人が実施する取組の報告を行い、法人運営に資する内容であるとともに、法人間で情報交換ができる場となるよう努めています。

所轄庁としての認可等事務については、2法人から定款変更認可申請があり、審査及び認可を行いました。

今後も、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施等の制度改革事項の達成に向けて、指導、助言等を継続していきます。

<介護・障がい>

平成12年度に介護保険法制度がはじまり、障がい分野においては平成18年度に障害者自立支援法、平成25年度からは障害者総合支援法が施行されました。区内では、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の多様な事業者が福祉サービスを提供しています。区では、区民の皆様が質の高い福祉サービスを利用できるように、事業者に対して、法令基準等に基づき適正なサービス提供が行われるよう指導しています。また、悪質な法令違反や明らかな不正請求を行った事業所には行政処分等を行う場合があります。なお、令和6年度は大田区で行政処分を行った事例はありませんでした。

実地指導は、サービス利用者の尊厳保持の視点から、身体的拘束の廃止に向けた取組や虐待の未然防止に向けた取組が図られているか、人員配置基準は適正か、報酬請求は適正か等を重点項目として実施しました。また実地指導に加え、事業種別毎の集団指導を実施しています。令和6年度については、居宅介護支援、地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）、計画相談支援及び障害児相談支援の各事業種別に対し、eラーニング及びYou Tubeの大田区公式チャンネルによる動画配信にて実施しました。

<保育>

平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援法の施行に伴い「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、大田区においても各特定教育・保育施設（認可保育所）及び特定地域型保育施設（小規模保育所、事業所内保育施設）の指導検査を平成 28 年 9 月から本格的に開始しました。

また、令和元年 10 月の保育料無償化に伴い、認証保育所及び認可外保育施設について、令和 3 年 9 月から指導検査を開始しました。

令和 6 年度は、利用することの安全・安心を第一にした重点検査項目を定めました。

運営関係では、① 職員の確保及び処遇、② 安全計画に基づく災害対策、安全確保、③ 適正な情報提供・情報開示、保育内容の関係では、① 保育所保育指針に基づく保育、② 児童一人一人に応じた保育の徹底、③ 安全対策の徹底、会計経理関係では、① 「経理等通知」等が遵守されているか、② 計算書類・会計帳簿は適正に作成されているか、③ 処遇改善等加算通知・キャリアアップ補助金交付要綱が遵守されているかを重点項目として実施しました。

集団指導については、集合形式とオンライン配信を併用し、認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所、定期利用保育室、認証保育所及び認可外保育施設について実施しました。

第二章 指導監査（検査）の結果

1 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人です。税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。社会福祉法人は、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉事業の実施や地域における公益的な取組の実践等を通じて、地域において主体的な役割を果たしていくことが期待されています。

このため、社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行い、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施しています。

（指導監査のポイント）

- ・役員等選任関係書類の整備

社会福祉法人の評議員・理事・監事が適切な者であることを確認するため、履歴書等の書類をチェックします。

- ・法令及び定款に従った法人運営

社会福祉法及び定款に従った事業運営や意思決定が行われていることを確認するため、評議員会・理事会の議事録等をチェックします。議事録は経営組織のガバナンスを確認するための重要な書類です。

- ・計算関係書類の適正な整備

財務規律の強化のためには、会計処理及び計算関係書類の作成が適切に行われることが前提です。

- ・適切な情報提供

事業運営の透明性を確認するため、現況報告書や計算書類等が備置き・閲覧・公表されていることをチェックします。

主たる事務所が大田区内にあり、その行う事業が大田区の区域を越えない社会福祉法人については、大田区長が所轄庁と定められています（社会福祉法第30条第1項）。大田区長が所轄する社会福祉法人の数は、以下のように推移しています。

（各年度4月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人数	19	19	19	19	19

大田区長が所轄する社会福祉法人の一覧については、[第三章資料編資料2（P34～）](#)をご覧ください。

第二章 社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）の結果

（１）令和６年度実施状況

ア 一般指導監査

所轄する社会福祉法人 19 法人のうち、6 法人に対して一般指導監査を行いました。

（対象法人数は令和６年４月１日現在）

対象法人数	指導監査数（a）	うち文書指摘法人数（b）	文書指摘率（b/a）
19	6	6	100.0%

平成 28 年度までは、所轄する社会福祉法人に対して原則として２年に１回、指導監査を実施することとされていましたが、平成 29 年度以降は、指導監査の標準化に向けた国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定に伴い、原則として３年に１回、指導監査を実施することとしています。

イ 集団指導（社会福祉法人指導連絡会）

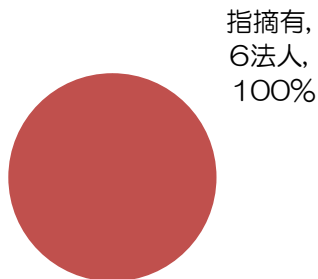
所轄する社会福祉法人 19 法人を対象に、社会福祉法人指導連絡会を開催し、集団指導を行いました。

実施回	項目	内容
第１回	開催日	令和６年８月７日
	開催場所	大田区役所本庁舎２階 201・202 会議室
	内容	・災害時の避難の考え方と災害への各自の備えの重要性 ・令和５年度法人監査における指摘事項について ・令和６年度財務諸表等電子開示システム届出状況 ・令和６年度大田区地域協議会について（報告） ・令和６年度社会福祉法人指導監査の実施方法等について
	出席法人数	18
	出席率	94.7%
第２回	開催日	令和７年２月４日
	開催場所	大田区役所本庁舎２階201・202会議室
	内容	・大田区地域福祉計画について ・令和７年度 任期満了に伴う役員・評議員の一斉改選に係る手続について ・令和６年度決算に向けての留意事項 ・社会福祉法人からの実施報告（法人の業務改善に向けた取組について）
	出席法人数	18
	出席率	94.7%

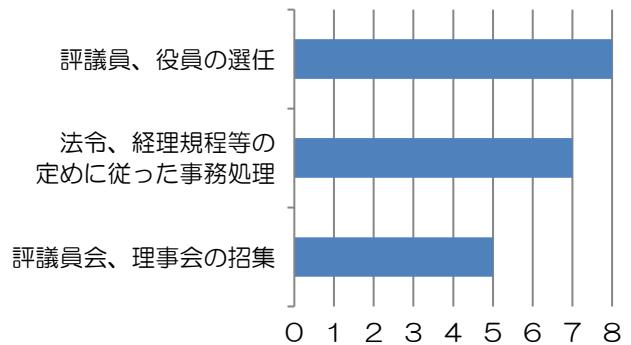
(2) 主な指摘事項

以下に記載した指摘事項は「指導監査ガイドライン」に基づくものです。

文書指摘の有無 (法人数)



文書指摘内訳（件数） (上位3項目)



指摘の具体事項例	主な改善内容
▶ 評議員、役員の選任・・・8件	
◆ 評議員会は、役員の選任・解任や定款変更の承認等、法人の基本的事項について決議する権限を有し、中立的・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。その重要性に鑑み、評議員が評議員会を欠席することは適当ではない。しかし、評議員1名が、直近2年度の評議員会をいずれも欠席していた事例があった。	当該法人では、次回の評議員会以降、特定の評議員の欠席が継続することのないように、十分な日程調整を行うこととしました。
▶ 法令、経理規程等の定めに従った事務処理・・・7件	
◆ インターネットバンキング（※1）による金融取引は、支払業務の中核をなすものであり、重要度も高くなっている。法人は、「会計基準省令（※2）に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。」とされているが、インターネットバンキングによる金融取引を以前より行っているにもかかわらず、本取引に関する規程が作成されていない事例があった。	当該法人では、監査後、速やかにインターネットバンキング利用規程を作成することとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
▶ 評議員会、理事会の招集・・・5件	
◆ 評議員会の招集については、理事会の決議により ①評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③評議員会の目的である事項に係る議案の概要を定め、招集通知に記載しなければならない。しかし、評議員会の議案の概要について、理事会の決議を得ず、また、招集通知に記載していない事例があった。	当該法人では、次回の評議員会以降、法令に従い、必要な事項について理事会の決議を得て、招集通知に記載することとしました。

（用語解説）

※1 インターネットバンキング・・・インターネットを利用して、金融機関の口座から資金移動や振込、口座照会などを行うサービス。社会福祉法人においては、厚生労働省が示す「経理事務マニュアル」や「経理規程例」に基づき、インターネットバンキング利用時も現金取引と同様に適切な会計処理と内部統制の確保が求められている。

※2 会計基準省令・・・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）

社会福祉法人は、本省令及び省令を受けて定められた関係通知に基づき、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類及び附属明細書等を作成しなければならないこととされている。これらは、社会福祉法人が行うすべての施設や事業について適用される。

（3）好ましい事例

▶ 全職員参画による経営計画の策定	
◆ 全職員が参画し、多様な福祉ニーズへの対応、組織経営基盤の強化、職員の確保・育成・定着を柱とした経営計画を策定していた。	
▶ 書類や帳票等の整理・保存の徹底	
◆ 運営に関する書類（理事会や評議員会議事録、役員及び評議員選任関係書類等）及び会計に関する書類（会計帳簿、帳票類、伝票等）が、それぞれ適切に整理・保存されていた。	

2 介護保険サービス事業者等

(1) 令和6年度実施状況

介護保険サービス事業者等に対する指導検査は、虐待防止の徹底及び身体拘束等の適正化の推進、人員基準、設備基準・運営基準関係、介護報酬関係、計画の適切な作成、介護職員の処遇改善、業務管理体制、を重点項目として、以下のとおり実施しました。

ア 実地指導

令和6年度は97事業所に対して、実地での指導を実施しました。

(対象事業所数は令和6年4月1日現在)

事業種別	対象事業所数	実地指導数 (a)	うち文書指摘 事業所数 (b)	文書指摘率 (b/a)
(ア) 施設サービス	26	5	5	100.0%
(イ) 在宅サービス	669	67	55	82.1%
(ウ) 居宅介護支援	163	25	18	72.0%
合計	858	97	78	80.4%

イ 集団指導

令和6年12月から令和7年1月まで、eラーニング及びYou Tubeの大田区公式チャンネルに動画を配信することにより実施しました。

(ア) 主な内容

- ・指導について
- ・実地指導における主な指摘事項
- ・令和6年度介護報酬改定における改定事項

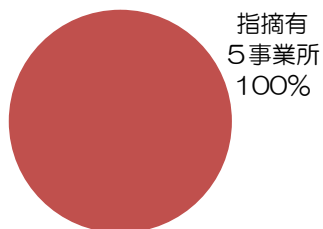
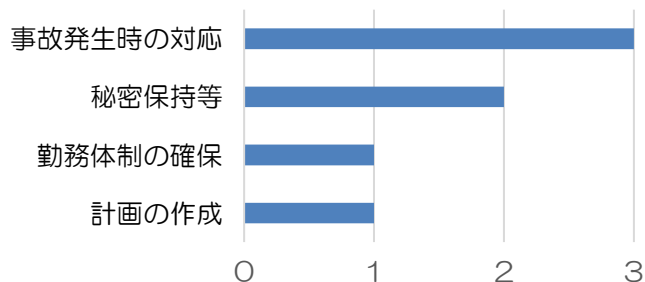
(イ) 受講状況

種別	対象事業所数 (a)	うち受講事業所数 (b)	受講率 (b/a)
認知症対応型共同生活介護	43	43	100.0%
居宅介護支援	154	154	100.0%
合計	197	197	100.0%

(2) 主な指摘事項

ア 施設サービス

施設サービスとして、介護老人福祉施設に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)文書指摘内訳（件数）
(上位4項目)

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 事故発生時の対応・・・3件 ◆ 医療機関の受診を伴う転倒事故に関する事故報告書が区に提出されていない事例があった。	当該事業所では、区の事故発生時の報告取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告することとしました。また、事故防止委員会で事故報告書の作成と提出について管理することとしました。
➤ 秘密保持等・・・2件 ◆ 事業者は、従業員が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置が講じられていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業員について、取り交わすこととしました。
➤ 勤務体制の確保・・・1件 ◆ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格等を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置が講じられていない事例があった。	当該事業所では、研修受講のための措置を講じ、研修を受講させることとしました。

➤ 計画の作成・・・1件

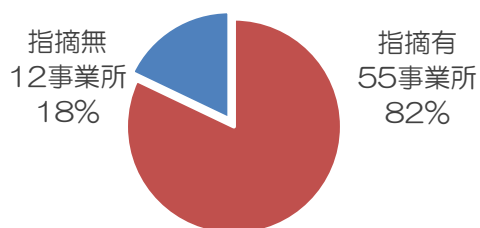
- ◆ 入所者の状態に変化がありサービス提供内容が変更されていたにもかかわらず、施設サービス計画を変更していない事例があった。

当該事業所では、施設サービス計画作成後、モニタリング及びアセスメントを定期的に行い、解決すべき課題等に変化が認められる場合は、随時施設サービス計画を変更することとしました。

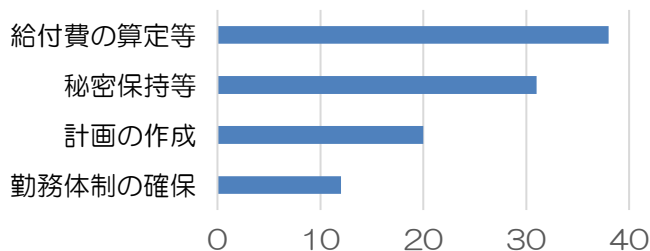
イ 在宅サービス

在宅サービスとして、訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護の事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳（件数）
(上位4項目)

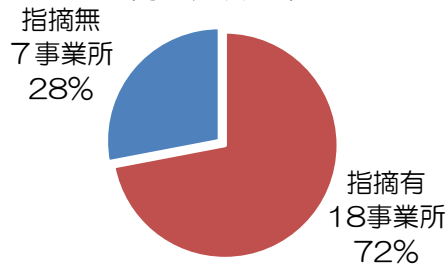
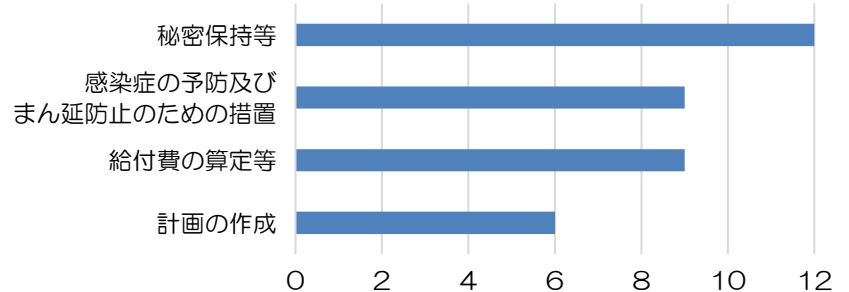


指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 給付費の算定等・・・38件（訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護） ◆ 入浴介助加算について、入浴を行っていないにも関わらず入浴介助加算を算定している事例や、入浴介助加算の算定要件のうち、以下の要件を満たしていない事例があった。 ・入浴介助に関する研修を行うこと。 ・他職種が共同して、居宅に訪問し、浴槽の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。 ・個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行うこと。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は加算の算定要件を改めて確認し、正確な請求をすることとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
◆ 個別機能訓練加算の算定要件のうち、以下の要件を満たしていない事例があった。 - 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 - 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成すること。 - 計画作成後、3月ごとに1回以上利用者宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して、個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること。 - 概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や効果等について、介護支援専門員等にも適宜報告・相談を行い、計画の見直し等を行うこと。 - 個別機能訓練に関する記録を利用者ごとに保管し、常に個別機能訓練従事者が閲覧できるようにしておくこと。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は加算の算定要件を改めて確認し、正確な請求をすることとしました。
➤ 秘密保持等・・・31件（訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護）	
◆ 事業者は、従業員が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置を講じていない事例があった。 ◆ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて、利用者やその家族の同意を得る必要があるが、個人情報を用いているにも関わらず、利用者や利用者の家族について、個人情報を用いる場合の同意が、あらかじめ文書により得られていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業員について、取り交わすこととしました。 当該事業所では、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を使用する場合には、あらかじめ文書にて同意を得ることとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容				
➤ 計画の作成・・・20件 （訪問介護、通所介護） <table border="1" data-bbox="215 344 898 969"> <tr> <td data-bbox="215 344 898 969"> ◆ 介護計画の作成に関する、以下の業務が適切に行われていない事例があった。 ・介護計画の作成時に当たり、アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容等を明らかにすること。 ・居宅サービス計画に沿った介護計画を作成すること。 ・介護計画の内容等を説明した上で利用者の同意を得て利用者に交付すること。 ・モニタリングについても、利用者又は家族に説明を行うとともに、必要に応じて介護計画の変更を行うこと。 </td><td data-bbox="898 344 1474 969"> 当該事業所では、介護計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。 </td></tr> </table>	◆ 介護計画の作成に関する、以下の業務が適切に行われていない事例があった。 ・介護計画の作成時に当たり、アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容等を明らかにすること。 ・居宅サービス計画に沿った介護計画を作成すること。 ・介護計画の内容等を説明した上で利用者の同意を得て利用者に交付すること。 ・モニタリングについても、利用者又は家族に説明を行うとともに、必要に応じて介護計画の変更を行うこと。	当該事業所では、介護計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。			
◆ 介護計画の作成に関する、以下の業務が適切に行われていない事例があった。 ・介護計画の作成時に当たり、アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容等を明らかにすること。 ・居宅サービス計画に沿った介護計画を作成すること。 ・介護計画の内容等を説明した上で利用者の同意を得て利用者に交付すること。 ・モニタリングについても、利用者又は家族に説明を行うとともに、必要に応じて介護計画の変更を行うこと。	当該事業所では、介護計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。				
➤ 勤務体制の確保・・・12件 （訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護） <table border="1" data-bbox="215 1066 898 1637"> <tr> <td data-bbox="215 1066 898 1384"> ◆ 職場において行われるセクシャルハラスメント、パワーハラスメントにより従業員の就業環境が害されることを防止するための、方針の明確化及びその周知・啓発や、相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備がされていない事例があった。 </td><td data-bbox="898 1066 1474 1384"> 当該事業所では、ハラスメントを防止するための方針を定め、従業員に周知するとともに、相談窓口の整備を行いました。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="215 1384 898 1637"> ◆ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格等を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない事例があった。 </td><td data-bbox="898 1384 1474 1637"> 当該事業所では、研修受講のための措置を講じ、研修を受講させることとしました。 </td></tr> </table>	◆ 職場において行われるセクシャルハラスメント、パワーハラスメントにより従業員の就業環境が害されることを防止するための、方針の明確化及びその周知・啓発や、相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備がされていない事例があった。	当該事業所では、ハラスメントを防止するための方針を定め、従業員に周知するとともに、相談窓口の整備を行いました。	◆ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格等を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない事例があった。	当該事業所では、研修受講のための措置を講じ、研修を受講させることとしました。	
◆ 職場において行われるセクシャルハラスメント、パワーハラスメントにより従業員の就業環境が害されることを防止するための、方針の明確化及びその周知・啓発や、相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備がされていない事例があった。	当該事業所では、ハラスメントを防止するための方針を定め、従業員に周知するとともに、相談窓口の整備を行いました。				
◆ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格等を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない事例があった。	当該事業所では、研修受講のための措置を講じ、研修を受講させることとしました。				

ウ 居宅介護支援

文書指摘の有無
（事業所数）文書指摘内訳（件数）
（上位4項目）

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 秘密保持等・・・12件	
◆ 事業者は、従業者が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置を講じていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業者について、取り交わすこととしました。
◆ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて、利用者やその家族の同意を得る必要があるが、個人情報を用いているにも関わらず、利用者や利用者の家族について、個人情報を用いる場合の同意が、あらかじめ文書により得られていない事例があった。	当該事業所では、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を使用する場合には、あらかじめ文書にて同意を得ることとしました。
➤ 感染症の予防及びまん延防止のための措置・・・9件	
◆ 感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていない事例があった。 - 委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 - 指針を整備すること。 - 研修及び訓練を定期的実施すること。	当該事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための措置を適切に講じることとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 給付費の算定等・・・９件	
◆ 退院・退所加算について、病院等の職員との面談を行った記録が確認できない事例やカンファレンスに出席した職種が不足している事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は加算の算定要件を改めて確認し、正確な請求をすることとしました。
➤ 計画の作成・・・６件	
◆ 居宅サービス計画の作成に関する、以下の業務が適切に行われていない事例があった。 ・居宅サービス計画の作成に当たり、適切な時期にアセスメントを行うこと。 ・サービス担当者会議を開催し、利用者の情報を担当者で共有するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。 ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利用の妥当性をサービス担当者会議等において検討し、福祉用具貸与が必要な理由を居宅サービス計画に記載すること。 ・モニタリングに当たり、少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、その結果を記録に残すこと。	当該各事業所では、居宅サービス計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。

(３) 好ましい事例

➤ 居宅介護支援	
◆	従業員個別の研修計画書が、一年後どのような介護支援専門員になりたいか、そして個別の研修にあたってはこの研修はどんな目的をもって受講するのが明確になるよう、工夫した様式を使用していた。

3 障害福祉サービス事業者等

(1) 令和6年度実施状況

障害福祉サービス事業者等に対する指導検査は、虐待防止の徹底及び身体拘束等の適正化の推進、人員基準、設備基準・運営基準関係、自立支援給付関係、福祉・介護職員等の処遇改善、業務管理体制を重点項目として、以下のとおり実施しました。

ア 実地指導

令和6年度は45事業所に対して、実地での指導を実施しました。

（対象事業所数は令和6年4月1日現在）

種別	対象事業所数	実地指導数 (a)	うち文書指摘 事業所数 (b)	文書指摘率 (b/a)
(ア) 障害福祉 在宅サービス事業	331	34	25	73.5%
(イ) 相談支援事業	81	8	8	100.0%
(ウ) 障害児通所支援事業	108	3	2	66.6%
合 計	520	45	35	77.7%

イ 集団指導

令和6年12月から令和7年1月までeラーニング及びYouTubeの大田区公式チャンネルに動画を配信することにより実施しました。

(ア) 主な内容

- ・指導について
- ・実地指導における主な指摘事項について
- ・令和6年度より義務化された事項について

(イ) 受講状況

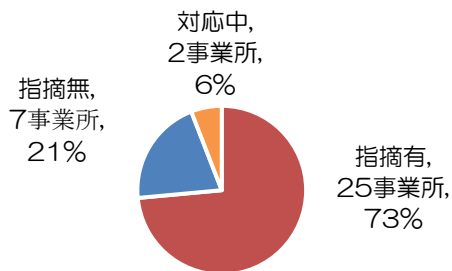
種別	対象事業所数 (a)	受講事業所数 (b)	受講率 (b/a)
計画相談支援	44	44	100.0%
障害児相談支援	19	19	100.0%
合計	63	63	100.0%

(2) 主な指摘事項

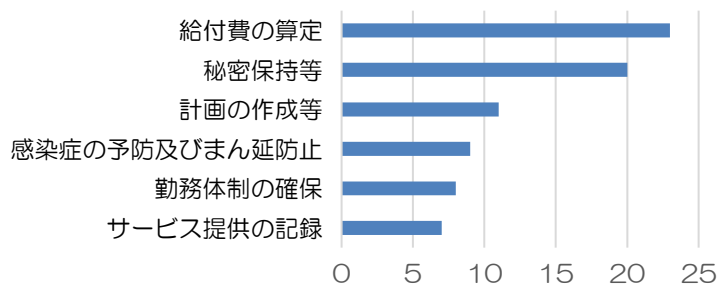
ア 障害福祉在宅サービス事業

障害福祉在宅サービス事業として、居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助の事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳（件数）
(上位6項目)



(令和7年6月30日時点)

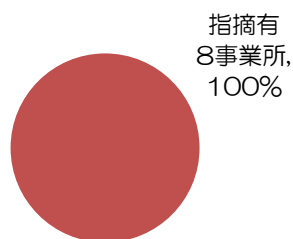
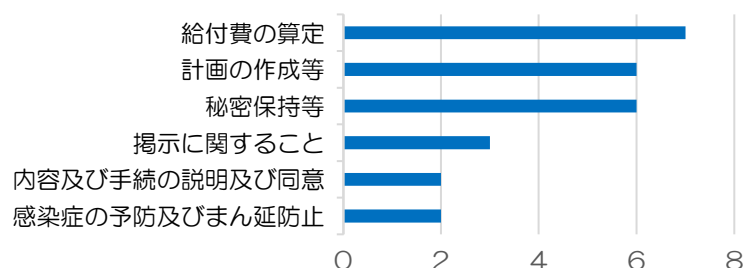
指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 給付費の算定・・・23件（居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助）	
◆ 初回加算について、サービス提供責任者が指定居宅介護等を行ったこと又はその他の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行したことが確認できない事例があった。 ◆ サービスを提供していないにも関わらず、所定単位数を算定している事例があった。 ◆ 喀痰吸引等支援体制加算について、登録特定行為事業者の登録を行っていない事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後加算の算定をする際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。 当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は請求時の確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。 当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げました。また、速やかに登録特定行為事業者の登録を行いました。

指摘の具体事項例	主な改善内容						
➤ 秘密保持等・・・20件（居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助） <table border="1" data-bbox="215 344 1449 920"> <tr> <td data-bbox="215 344 898 629"> ◆ 事業者は、従業員が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないが、一部従業員について、必要な措置を講じていない事例があった。 </td><td data-bbox="898 344 1449 629"> 当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業員について、取り交わすこととしました。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="215 629 898 920"> ◆ 他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者家族に関する情報を提供しているにもかかわらず、個人情報使用同意を、あらかじめ利用者家族から文書で得ていない事例があった。 </td><td data-bbox="898 629 1449 920"> 当該事業所では、今後は、個人情報の使用同意書に家族代表欄を設けた新たな様式にて同意を得ることとし、既利用者についても、同様の様式を用いて、利用者及びその家族に説明し、同意を得ることとしました。 </td></tr> </table>	◆ 事業者は、従業員が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないが、一部従業員について、必要な措置を講じていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業員について、取り交わすこととしました。	◆ 他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者家族に関する情報を提供しているにもかかわらず、個人情報使用同意を、あらかじめ利用者家族から文書で得ていない事例があった。	当該事業所では、今後は、個人情報の使用同意書に家族代表欄を設けた新たな様式にて同意を得ることとし、既利用者についても、同様の様式を用いて、利用者及びその家族に説明し、同意を得ることとしました。	➤ 計画の作成等・・・11件（居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助） <table border="1" data-bbox="215 1001 1449 1429"> <tr> <td data-bbox="215 1001 898 1429"> ◆ 居宅介護計画等の作成等について、以下のとおり適切に作成等がされていない事例があった。 ・居宅介護計画等が作成されていない。 ・居宅介護計画等作成時のアセスメントが初回のみ実施など、適切に行われていない。 ・居宅介護計画等の内容について、説明と同意や交付していることが確認できない。 ・実施状況の把握及び評価が行われていない。 </td><td data-bbox="898 1001 1449 1429"> 当該事業所では、居宅介護計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。 </td></tr> </table>	◆ 居宅介護計画等の作成等について、以下のとおり適切に作成等がされていない事例があった。 ・居宅介護計画等が作成されていない。 ・居宅介護計画等作成時のアセスメントが初回のみ実施など、適切に行われていない。 ・居宅介護計画等の内容について、説明と同意や交付していることが確認できない。 ・実施状況の把握及び評価が行われていない。	当該事業所では、居宅介護計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。
◆ 事業者は、従業員が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないが、一部従業員について、必要な措置を講じていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業員について、取り交わすこととしました。						
◆ 他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者家族に関する情報を提供しているにもかかわらず、個人情報使用同意を、あらかじめ利用者家族から文書で得ていない事例があった。	当該事業所では、今後は、個人情報の使用同意書に家族代表欄を設けた新たな様式にて同意を得ることとし、既利用者についても、同様の様式を用いて、利用者及びその家族に説明し、同意を得ることとしました。						
◆ 居宅介護計画等の作成等について、以下のとおり適切に作成等がされていない事例があった。 ・居宅介護計画等が作成されていない。 ・居宅介護計画等作成時のアセスメントが初回のみ実施など、適切に行われていない。 ・居宅介護計画等の内容について、説明と同意や交付していることが確認できない。 ・実施状況の把握及び評価が行われていない。	当該事業所では、居宅介護計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。						
➤ 感染症の予防及びまん延防止・・・9件（居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助） <table border="1" data-bbox="215 1509 1449 1973"> <tr> <td data-bbox="215 1509 898 1973"> ◆ 感染症が発生し、またはまん延しないために必要な以下の措置の全部または一部が適切に講じられていない事例があった。 ・委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・指針を整備すること。 ・研修及び訓練を定期的実施すること。 </td><td data-bbox="898 1509 1449 1973"> 当該事業所では、感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を適切に講じることとしました。 </td></tr> </table>	◆ 感染症が発生し、またはまん延しないために必要な以下の措置の全部または一部が適切に講じられていない事例があった。 ・委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・指針を整備すること。 ・研修及び訓練を定期的実施すること。	当該事業所では、感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を適切に講じることとしました。					
◆ 感染症が発生し、またはまん延しないために必要な以下の措置の全部または一部が適切に講じられていない事例があった。 ・委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・指針を整備すること。 ・研修及び訓練を定期的実施すること。	当該事業所では、感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を適切に講じることとしました。						

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 勤務体制の確保・・・8件 （居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助） ◆ ハラスメント防止のための方針の明確化及び窓口の整備を行っていない事例があった。	当該事業所では、ハラスメントの防止のための指針を作成し、相談に対応する担当者を定めました。また、これらを従業員に周知することとしました。
➤ サービス提供の記録・・・7件 （居宅介護、重度訪問介護） ◆ 指定居宅介護等を提供した際の記録（提供日、内容その他の必要な事項）が確認できない事例、提供した際の記録について、支給決定障害者等から確認を受けていない事例があった。	当該事業所では、当該指定居宅介護等の提供日、内容その他必要な事項について、都度記録し、支給決定障害者等から確認を得ることを徹底することとしました。

イ 相談支援事業

相談支援事業として、計画相談支援と障害児相談支援の事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
（事業所数）文書指摘内訳（件数）
（上位6項目）

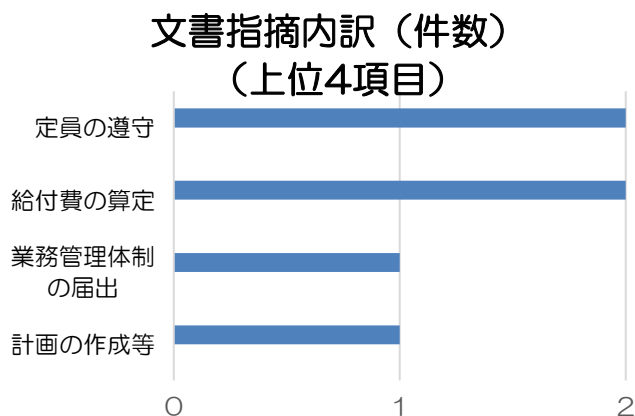
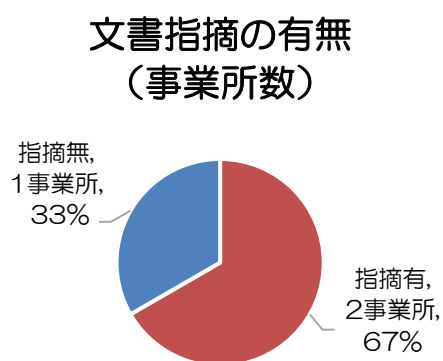
指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 給付費の算定・・・7件 （計画相談支援、障害児相談支援） ◆ 指定サービス利用支援費の算定にあたり、サービス等利用計画が未作成または、サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取について確認ができないにもかかわらず、これらの基準を満たすものとして指定サービス利用支援費が算定されている事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は請求する際は確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 計画の作成等・・・6件 （計画相談支援、障害児相談支援） ◆ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成等について、以下のとおり適切に作成等がされていない事例があった。 ・アセスメントの記録が、利用者の基本情報の項目にとどまっており、利用者の課題を客観的に抽出されていない。 ・サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求め、その内容を記録に残していない。 ・利用者等に面接により、適切にモニタリングを実施していることが確認できない。 ・相談支援専門員がアセスメント及びモニタリングを行っていることが確認できない。	当該事業所では、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。
➤ 秘密保持等・・・6件 （計画相談支援） ◆ サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を使用しているにもかかわらず、個人情報の使用同意を、あらかじめ、利用者家族から文書で得ていない事例があった。	当該事業所では、今後は、個人情報の使用同意書に家族代表欄を設けた新たな様式にて同意を得ることとし、既利用者についても、同様の様式を用いて、利用者及びその家族に説明し、同意を得ることとしました。
➤ 掲示に関すること・・・3件 （計画相談支援） ◆ 重要事項について、掲示又は関係者への閲覧が可能な場所等にファイル等で備え付けていない事例があった。	当該事業所では、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したファイルを、事業所の見やすい場所に備え付けることとしました。
➤ 内容及び手続の説明及び同意・・・2件 （計画相談支援、障害児相談支援） ◆ 運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていることが確認できない事例があった。	当該事業所では、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得たことが確認できるよう、書類管理を徹底することとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 感染症の予防及びまん延防止・・・2件 （計画相談支援） ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための措置として、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、概ね6月に1回以上、定期的開催していない事例があった。	当該事業所では、委員会を開催し、結果について、従業者に周知徹底を図ることとしました。

ウ 障害児通所支援事業

指定障害児通所支援事業として、放課後等デイサービスと児童発達支援の事業所に対して、実地指導を行いました。



指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 定員の遵守・・・2件 （放課後等デイサービス） ◆ 定員を超過してサービス提供を行っている事例があった。	当該事業所では、利用人数の調整を行い、災害や虐待などのやむを得ない事情がある場合以外は、定員を超えないようにすることとしました。
➤ 給付費の算定・・・2件 （放課後等デイサービス） ◆ 延長支援加算について、延長支援を行った時間を誤った区分で算定している事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 業務管理体制の届出・・・1件 （放課後等デイサービス）	
◆ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない事例があった	当該事業所では、業務管理体制の整備に関する事項の届出を行いました。
➤ 計画の作成等・・・1件 （放課後等デイサービス）	
◆ 初回の放課後等デイサービス計画の作成に当たり、担当者等を招集して行う会議を開催していない事例があった。	当該事業所では、初回の放課後等デイサービス計画の作成に当たって、担当者等を招集して行う会議を開催することとしました。

（３）好ましい事例

➤ 共同生活援助	
◆ 食費、水道光熱費、日用品費の３月毎の精算について、エクセル等の活用により、明瞭な管理がされていた。	

4 保育所・保育施設等

(1) 令和6年度実施状況

ア 実地指導

特定教育・保育施設（私立認可保育所）、特定地域型保育事業所（小規模保育所、事業所内保育所）、特定子ども・子育て支援施設等（定期利用保育室、認証保育所及び認可外保育施設）に対する指導検査は、職員の確保及び処遇、安全対策の徹底及び事故発生時の対応、「経理等通知」等が遵守されているか等を重点項目として、以下のとおり実施しました。

（対象施設数は令和6年4月1日現在）

種 別	対象施設数	実地検査数 (a)	うち文書指摘 施設数 (b)	文書指摘率 (b/a)
(ア) 私立認可保育所	155	51	22	43.1%
(イ) 小規模保育所	25	25	10	40.0%
(ウ) 事業所内保育所	3	3	2	66.7%
(エ) 定期利用保育室	3	3	0	0.0%
(オ) 認証保育所	34	12	7	58.3%
(カ) 認可外保育施設	17	5	2	40.0%
合 計	237	99	43	43.4%

イ 集団指導

会場開催とオンライン動画配信の形式で実施しました。

種別	対象施設数	主な内容
私立認可保育所	155	① 大田区における指導検査の概要の説明 ② 実地検査における確認内容、主な指導事項とその注意点等 ・運営管理 ・保育内容 ・会計経理（認可外を除く。）
小規模保育所 事業所内保育所	28	
認証保育所	34	
認可外保育施設・ 定期利用保育室	20	

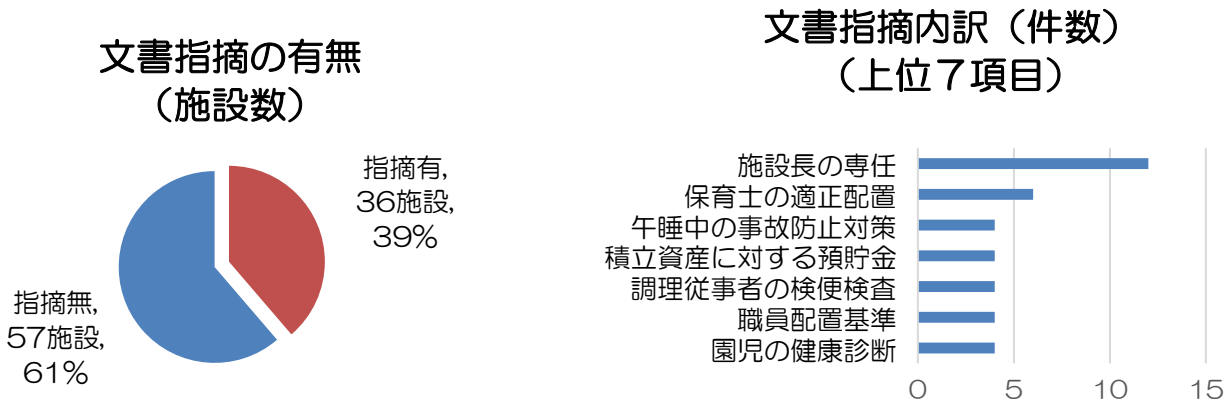
ウ 特別指導検査

特定教育・保育施設が法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査を実施します。

令和6年度は、私立認可保育所 14 施設に対して特別指導検査を実施し、このうち 2 施設に文書による指摘を行い、さらにそのうち 1 施設には改善勧告を行いました。

(2) 主な指摘事項

ア 私立認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所

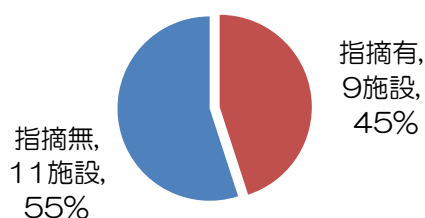
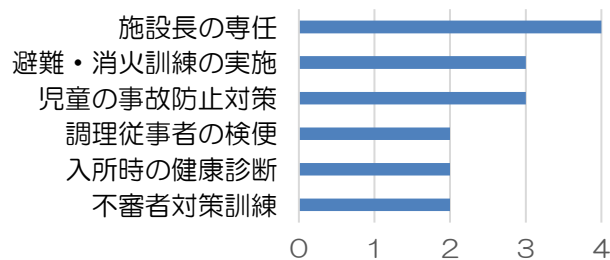


指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 施設長の専任・・・12 件	
◆ 施設長が保育シフトに入っていて、運営管理業務に専従していなかった。	当該保育施設では、施設長がシフトに入らなくても良い保育体制を確保するため、職員の採用活動に注力することとしました。
◆ 施設長が早番、遅番のシフトに入っていた。	当該保育施設では、採用強化や人事異動等による職員配置改善や本部による支援体制の強化に取り組むこととしました。
➤ 保育士の適正配置・・・6 件	
◆ 早番や遅番の時間帯等利用することの少ない時間帯においても、開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、常勤保育士1名の配置の日があり、基準を下回っている事例があった。	当該保育施設では、開所時間中に保育士を適正に配置するため、常勤保育士を含む保育士2名を配置する保育体制を整備することとしました。
◆ 開所時間中は常勤保育士を配置しなければならないが、早番の時間帯において常勤保育士を配置していない事例があった。	当該保育施設では、開所時間中に保育士を適正に配置するため、早番時より常勤の保育士1人以上を配置した保育体制を整備することとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 午睡中の事故防止対策・・・4件 ◆ 睡眠中の事故防止対策を講じていない時間があった。	当該保育施設では、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じるために、睡眠中のこどものそばから離れずきめ細かい観察を行うとともに、睡眠チェック表に記録を残し、仰向け寝の徹底を図ることとしました。
➤ 積立資産に対する預貯金・・・4件 ◆ 積立資産に対する預貯金を確保していない。	当該保育施設では、各拠点の積立資産（預金）を、本社の積立資産一括管理口座にて管理することとしました。
➤ 調理従事者の検便検査・・・4件 ◆ 調理従事者の検便検査が未実施だった。	当該保育施設では、調理従事者が月1回以上の検便を適切に実施するために、責任者（施設長や衛生管理者）は検便結果を確認した上で調理業務に従事させることとしました。
➤ 職員配置基準・・・4件 ◆ 国基準を満たす常勤保育士が配置されていなかった。 ◆ 調理従事者の職員配置が不足している。	当該保育施設では、一時的な職員異動等の対応ではなく、専任の保育士を雇用しました。引き続き、急な欠勤や退職等に対応するため職員の採用活動に注力することとしました。 当該保育施設では、基準を満たすように調理従事者1名を雇用しました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 園児の健康診断・・・4件	
◆ 園児の定期健康診断が未実施の児童がいた。	当該保育施設では、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行うため、実施時期、実施方法などを考慮した上で適切に実施することとしました。
◆ 健康診断の記録が残っていなかった。	当該保育施設では、定期的に健康診断を実施した結果を記録に残すために、健康診断記録を作成するとともに、健康診断記録について記載漏れのないよう、職員間でダブルチェックするなどの体制を整備することとしました。

イ 定期利用保育室、認証保育所、認可外保育施設

文書指摘の有無
(施設数)文書指摘内訳（件数）
(上位6項目)

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 施設長の専任・・・4件	
◆ 施設長が施設の管理業務に専任すべきところ、保育業務に従事していた。	当該保育施設では、施設長がシフトに入らなくても良い保育体制を確保するため、職員の採用活動に注力することとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容		
➤ 避難・消火訓練の実施・・・3件 <table border="1" data-bbox="215 344 1474 633"> <tr> <td data-bbox="215 344 906 633">◆ 避難及び消火訓練を実施していない月があった。</td><td data-bbox="906 344 1474 633">当該保育施設では、避難訓練の担当表の見直しや実施できなかった日時の確認など、訓練を毎月できるように話し合いを行うこととしました。また、訓練記録を忘れずに残すよう職員会議で周知することとしました。</td></tr> </table>		◆ 避難及び消火訓練を実施していない月があった。	当該保育施設では、避難訓練の担当表の見直しや実施できなかった日時の確認など、訓練を毎月できるように話し合いを行うこととしました。また、訓練記録を忘れずに残すよう職員会議で周知することとしました。
◆ 避難及び消火訓練を実施していない月があった。	当該保育施設では、避難訓練の担当表の見直しや実施できなかった日時の確認など、訓練を毎月できるように話し合いを行うこととしました。また、訓練記録を忘れずに残すよう職員会議で周知することとしました。		
➤ 児童の事故防止対策・・・3件 <table border="1" data-bbox="215 712 1474 1142"> <tr> <td data-bbox="215 712 906 1142">◆ 窒息の可能性のある玩具、小物等が保育環境下に置かれているが、定期点検を実施していなかった。</td><td data-bbox="906 712 1474 1142">当該保育施設では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検するために、あらかじめ点検項目を明確にし、点検を実施した上で文書として記録するとともに、その結果を職員に周知して情報の共有化を図り、問題のある箇所の改善に向けて取り組むこととしました。</td></tr> </table>		◆ 窒息の可能性のある玩具、小物等が保育環境下に置かれているが、定期点検を実施していなかった。	当該保育施設では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検するために、あらかじめ点検項目を明確にし、点検を実施した上で文書として記録するとともに、その結果を職員に周知して情報の共有化を図り、問題のある箇所の改善に向けて取り組むこととしました。
◆ 窒息の可能性のある玩具、小物等が保育環境下に置かれているが、定期点検を実施していなかった。	当該保育施設では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検するために、あらかじめ点検項目を明確にし、点検を実施した上で文書として記録するとともに、その結果を職員に周知して情報の共有化を図り、問題のある箇所の改善に向けて取り組むこととしました。		
➤ 調理従事者の検便・・・2件 <table border="1" data-bbox="215 1220 1474 1462"> <tr> <td data-bbox="215 1220 906 1462">◆ 調理従事者の検便が未実施の月があった。</td><td data-bbox="906 1220 1474 1462">当該保育施設では、調理従事者が月1回以上の検便を適切に実施するために、責任者（施設長や衛生管理者）は検便結果を確認した上で調乳業務に従事させることとしました。</td></tr> </table>		◆ 調理従事者の検便が未実施の月があった。	当該保育施設では、調理従事者が月1回以上の検便を適切に実施するために、責任者（施設長や衛生管理者）は検便結果を確認した上で調乳業務に従事させることとしました。
◆ 調理従事者の検便が未実施の月があった。	当該保育施設では、調理従事者が月1回以上の検便を適切に実施するために、責任者（施設長や衛生管理者）は検便結果を確認した上で調乳業務に従事させることとしました。		
➤ 入所時の健康診断・・・2件 <table border="1" data-bbox="215 1541 1474 1966"> <tr> <td data-bbox="215 1541 906 1966">◆ 入所時の健康診断が未実施である児童がいた。</td><td data-bbox="906 1541 1474 1966">当該保育施設では、入所した者に対し、入所時の健康診断を行うため、実施時期、実施方法などを考慮した上で適切に実施するとともに、その結果を記録に残し保管することとします。この時、記載漏れのないよう、職員間でダブルチェックするなどの体制を整備することとしました。</td></tr> </table>		◆ 入所時の健康診断が未実施である児童がいた。	当該保育施設では、入所した者に対し、入所時の健康診断を行うため、実施時期、実施方法などを考慮した上で適切に実施するとともに、その結果を記録に残し保管することとします。この時、記載漏れのないよう、職員間でダブルチェックするなどの体制を整備することとしました。
◆ 入所時の健康診断が未実施である児童がいた。	当該保育施設では、入所した者に対し、入所時の健康診断を行うため、実施時期、実施方法などを考慮した上で適切に実施するとともに、その結果を記録に残し保管することとします。この時、記載漏れのないよう、職員間でダブルチェックするなどの体制を整備することとしました。		

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 不審者対策訓練・・・2件 ◆ 不審者対策訓練を実施していなかった。	当該保育施設では、検査後に不審者対策訓練を実施するとともに、訓練の年間計画や安全計画に組み込むこととしました。

(3) 好ましい事例

➤ 運営管理 ◆ 安全計画について、職員に対しては、毎月の職員会議や訓練の機会にその月の重点事項を振り返っていた。また、保護者に対しては、安全計画を掲示していつでも見られるようにしており、保護者会等でも園の取り組みについて説明をしていた。園だより等で、園の安全に対する取り組みを紹介するとともに、家庭においても安全についてお話しする機会を設けるように促していた。 ◆ 安全計画の各項目に、実績を手書きする様式にして、進捗を管理していた。 ◆ 消火訓練について、年に1度消防署に協力してもらい、屋外で園児が見ている中で、対象に向けて実際に消火器を使用するような訓練形態を取っていた。また、園児に消防車に乗ってもらうなどのイベントも取り入れ、児童の意識啓発にも努めていた。 ◆ 不審者対策訓練で、警察署の職員に協力してもらい、防犯グッズの紹介、不審者への対応を体験するような訓練を実施していた。	
➤ 保育内容 ◆ 当該保育施設では、入所した者に対し、入所時の健康診断を行うため、実施時期、実施方法などを考慮した上で適切に実施するとともに、その結果を記録に残し保管していた。この時、記載漏れのないよう、職員間でダブルチェックするなどの体制を整備していた。 ◆ ヒヤリハット記録に残すことに注力している園があり、ヒヤリハット記録の表紙に、回覧したことがわかるよう、職員のサインもしくは押印記載欄を設けていた。これにより、全職員がヒヤリハット記録を確認すると共に、職員間で共有を図ることにつながっていた。 ◆ 月内に必ず検便結果が出るように、月の中旬に業者に提出をしている保育施設があった。 ◆ 日当たりのよい保育施設であるが、さらに、睡眠中も保育中同様、電灯を点けてこどもの顔の見える明るさを維持していた。 ◆ 睡眠中の役割分担を明確にするため、「午睡当番」と記入してあるビブスを着用し、睡眠チェックを行っていた。 ◆ アレルギー対応の食事ができた際、献立と除去食について調理従事者と保育士が確認し、次にその保育士と、別の担任保育士が再度献立と除去食について確認してから食事を提供していた。また、担任保育士と調理従事者だけでなく、施設長も調理室前に向き、提供前に献立と除去食を確認し	

	ている園もあった。このように、ダブルチェック、トリプルチェックを行うことで、より一層誤食リスクを回避していた。
	◆ 日誌とは別に、毎日、クラスごとの「ヒヤリハット記録簿」に記録を残すことになっており、何も起きなかった日には「特記事項なし」と記載していた。この「ヒヤリハット記録簿」にも担任及び施設長の押印欄が有り、毎日押印されていた。
	◆ 給食時、食物アレルギーをもつ児童に除去食を介助する職員のエプロンの色と、他の児童に食事を提供している職員のエプロンの色とが異なっていた。これにより、役割分担が明確化され、事故を未然に防ぐ対策となっていた。
	◆ 保育日誌に園外保育（散歩）や水遊びの項目を設け、園外保育もしくは水遊びを行った際はそのどちらかに「○印」を付ける、園外保育（散歩）に同行する職員欄や、プール・水遊びの監視者及び指導者の欄には全職員名を印字し、該当する職員名に「○印」をつけるなど簡略化を図り、効率的な記載方法に向けて取り組んでいた。
➤	会計経理
	◆ 個人情報を含む重要資産である、パソコン、タブレット、カメラ、SD カードなどについて、「遅番チェックリスト」を用いて、毎日、実在していることを確認していた。
	◆ 資産の数や重要性、園の規模等に応じて、毎日ではなくても定期的（週次・月次・半年毎など）に実施するチェック項目や、本部等からの巡回職員が来所時にチェックする項目に含めていた。

第三章 資料編

資料1 社会福祉法人制度改革

平成 28 年 3 月 31 日に公布された、社会福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）に基づく新しい社会福祉法人制度は、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、平成 18 年の公益法人制度改革も踏まえて、公益性と非営利性を備えた法人としての在り方を徹底する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の改革が行われたものです。

なお、平成 29 年 4 月 1 日に施行された改正法の主な内容は次のとおりです。

（「※」については平成 28 年 4 月 1 日施行）

（1）経営組織のガバナンスの強化

ア 議決機関として、全ての社会福祉法人に評議員会を設置

- ・評議員会は、役員（理事及び監事）及び会計監査人の選任・解任、役員報酬の決定、定款変更、解散、合併等の重要事項を決議することとした。
- ・役員又は当該社会福祉法人の職員と評議員との兼務を禁止することとした。
- ・評議員の数は、理事の員数を超える数とした。
- ・サービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人については、評議員の定数について経過措置（平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までは 4 人以上）を適用できることとした。
- ・評議員の任期は 4 年（定款の定めにより 6 年まで延長可能）とし、再任も可能とした。

イ 役員又は評議員の権限・責務・責任の明確化

- ・理事会の職務は、社会福祉法人の業務の執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職とした。
- ・理事長及び理事長以外の理事であって、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事に選定されたものは、原則として 3 月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会へ報告することとした。
- ・役員等又は評議員の社会福祉法人及び第三者に対する損害賠償責任を規定した。

ウ 親族等特殊の関係のある者の役員・評議員への選任の制限に係る規程を整備した。

エ 法人単位事業活動計算書のサービス活動収益計が 30 億円を超える又は法人単位貸借対照表の負債の部合計が 60 億円を超える社会福祉法人（特定社会福祉法人）は、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の設置を義務化した。

(2) 事業運営の透明性の向上

- ア 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とした。
 イ 閲覧請求者の範囲を利害関係人から国民一般に拡大した。
 ウ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とした。

	改正前	改正後
備置き・閲覧	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤監査報告	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤事業報告・決算附属明細書 ⑥監査報告 ⑦現況報告書 ⑧役員区分ごとの報酬総額 ⑨定款 ⑩役員等名簿 ⑪役員報酬基準 ⑫事業計画書 ⑬（社会福祉充実残額）算定シート
公表 （法人又は所属団体ホームページ）	①貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告書	①貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告書 ④役員区分ごとの報酬総額 ⑤定款 ⑥役員等名簿 ⑦役員報酬基準 ⑧社会福祉充実計画（社会福祉充実残額がある場合のみ）

(3) 財務規律の強化

ア 適正かつ公正な支出管理の確保

- ・役員及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めなければならないことを規定した。
- ・評議員、理事、監事、職員等の社会福祉法人の関係者への特別な利益供与を禁止した。（※）

イ いわゆる内部留保の明確化

- ・貸借対照表の純資産の額から、事業の継続に必要な財産額を控除した額を「社会福祉充実残額」として明確化した。

ウ 社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資

- ・社会福祉充実残額を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・充実に係る「社会福祉充実計画」の作成を義務付けた。
- ・「社会福祉充実計画」の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士等への意見聴取を義務付けた。
- ・地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を作成する場合は、地域公益事業の内容及び需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴くことを義務付けた。
- ・「社会福祉充実計画」は、会計年度終了後3月以内に所轄庁に申請することとした。

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- ・ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定した。(※)

(5) 行政の関与の在り方

ア 社会福祉法人に関する認可等の権限移譲

- ・ 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を、地方厚生局から都道府県に移譲した。(※)

イ 所轄庁による指導監督の機能強化

- ・ 勧告等の指導権限規定を追加した。(※)

ウ 国及び都道府県の役割を明確化

- ・ 国は都道府県知事及び区市長に対して、都道府県知事は区市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施を支援することを規定した。
- ・ 都道府県知事は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況等について調査分析を行い、必要な統計その他の資料を作成することを規定した。
- ・ 都道府県知事は、所轄庁に対し、社会福祉法人の活動の状況等について情報の提供を求めることができることを規定した。

資料2 社会福祉法人・福祉サービス事業者等

(1) 大田区長が所轄庁である社会福祉法人の一覧

各法人の詳細については、以下のページをご覧ください。

大田区ホームページ>生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導
監査（検査）>社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人情報（大田区内に主たる
事務所があるもの）



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/houjinjo/ho/index.html>

（令和7年4月1日現在）

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
大田区社会福祉協議会	地域福祉	西蒲田七丁目49番2号	社会福祉協議会
池上長寿園	介護	仲池上二丁目24番8号	<養護老人ホーム>養護老人ホーム池上長寿園 <特養、短期入所生活介護>特別養護老人ホーム池上他6か所 <軽費老人ホーム>大田区立軽費老人ホームおおもり園 <通所介護>池上高齢者在宅サービスセンター他7か所 <訪問介護>ヘルパーステーション池上長寿園南蒲田 <定期巡回・随時対応型訪問介護看護>定期巡回池上長寿園24 <居宅介護支援>ケアプランセンター池上長寿園南蒲田事業所 <地域包括支援センター>大田区地域包括支援センター羽田他9か所
響会	介護	上池台五丁目7番1号	<特養、短期入所生活介護>好日苑 <通所介護>好日苑デイサービスセンター <訪問介護>好日苑ヘルパーステーション <居宅介護支援>好日苑ケアプランセンター <地域包括支援センター>大田区地域包括支援センター嶺町他5か所

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
白陽会	介護	矢口一丁目 23 番 12 号	<特養、短期入所生活介護>ゴールデン鶴亀ホーム <通所介護>高齢者在宅サービスセンターやぐち南 <居宅介護支援>ケアプランたんぽぽ <地域包括支援センター>大田区地域包括支援センターやぐち他 1 か所
松風会	介護	大森西四丁目 12 番 1 号	<特養、短期入所生活介護>花みずき
大田幸陽会	障がい 介護	大森南二丁目 15 番 1 号	<障害福祉在宅サービス事業等> （就労継続支援 B 型、就労移行支援、生活介護等）まごめ園他 8 か所 （共同生活援助）障害者生活ホーム他 1 か所 <移動支援等>ケアサポート幸陽 <特定相談支援>相談支援室さんさん幸陽他 1 か所 <訪問介護>ケアサポート幸陽
プシケおおた	障がい	西蒲田四丁目 4 番 1 号	<一般相談支援、特定相談支援、地域活動支援センター>こうじや生活支援センター他 1 か所 <障害福祉在宅サービス事業等> （共同生活援助）ホームプシケ （就労継続支援 B 型）クッキングワーク街の駅
みな実福社会	障がい	東六郷一丁目 26 番 13 号	<障害福祉在宅サービス事業等> （就労継続支援 B 型）みどり作業所他 2 か所
ヒューマン・ネットワーク結	障がい	西蒲田四丁目 4 番 1 号 2 階	<障害福祉在宅サービス事業等> （就労継続支援 B 型、就労移行支援） ENTAS <特定相談支援> ENTAS

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
蒲田保育園	保育	蒲田一丁目 20 番 6 号	〈認可保育所〉第一蒲田保育園他 2 か所
恒明会	保育	池上一丁目 13 番 3 号	〈認可保育所〉桐里保育園
なかよし会	保育	東糀谷四丁目 2 番 14 号	〈認可保育所〉なかよし保育園他 1 か所
島田福祉会	保育	大森北三丁目 3 番 5 号	〈認可保育所〉島田保育園他 3 か所
なぜの木会	保育	大森東五丁目 2 番 11 号	〈認可保育所〉子どもの家保育園他 2 か所
みくに会	保育	下丸子三丁目 21 番 17 号	〈認可保育所〉丸子ベビー保育園
行道福祉会	保育	西六郷四丁目 20 番 6 号	〈認可保育所〉よいこの保育園
扶壮会	保育	西蒲田四丁目 27 番 2 号	〈認可保育所〉蒲田音楽学園保育園他 2 か所
わかば	保育 障がい	大森中一丁目 14 番 1 号	〈認可保育所〉そらのいえ保育園他 1 か所 〈障害児通所支援〉にじのいえ
いまいすみ	保育	南久が原二丁目 30 番 5 号	〈認可保育所〉鵜の木いまいすみ保育園

(2) 区内介護保険サービス事業所数

(令和7年4月1日現在)

事業種別	事業所数	事業種別	事業所数
介護老人福祉施設	19	通所リハビリテーション	14
介護老人保健施設	5	訪問リハビリテーション	10
介護療養型医療施設	0	短期入所療養介護	6
介護医療院	2	認知症対応型通所介護	20
訪問介護	142	地域密着型通所介護	98
訪問入浴介護	8	認知症対応型共同生活介護	44
通所介護	80	小規模多機能型居宅介護	8
短期入所生活介護	20	看護小規模多機能型居宅介護	1
特定施設入居者生活介護	63	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
福祉用具貸与	33	夜間対応型訪問介護	2
特定福祉用具販売	31	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5
訪問看護	92	居宅介護支援	163
		合計	866

個別事業所の連絡先等の詳細については、大田区介護事業者情報検索システムで検索できます。

大田区介護事業者情報検索システム

大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 介護保険制度 > 介護サービス・介護予防サービス提供事業所一覧 のページに、システムの入り口があります。



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/jyousyaitiran.html>

各事業種別の内容につきましては、資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要（介護関係はP57～）をご覧ください。

(3) 区内障害福祉サービス事業所数

(令和7年4月1日現在)

事業種別	事業所数	事業種別	事業所数
施設入所支援	2	行動援護	10
生活介護	16	重度障害者等包括支援	0
自立訓練（機能訓練）	2	短期入所（ショートステイ）	7
自立訓練（生活訓練）	3	自立生活援助	4
宿泊型自立訓練	1	共同生活援助（グループホーム）	48
就労移行支援	14	計画相談支援	49
就労継続支援（A型）	3	障害児相談支援	22
就労継続支援（B型）	36	地域移行支援	7
就労定着支援	13	地域定着支援	6
療養介護	0	児童発達支援	44
居宅介護（ホームヘルプ）	124	居宅訪問型児童発達支援	1
重度訪問介護	104	保育所等訪問支援	6
同行援護	34	放課後等デイサービス	66
		合計	622

個別事業所の連絡先等の詳細については、東京都障害者サービス情報、大田区障害児通所支援事業所一覧、移動支援協定締結事業者一覧で検索できます。

東京都障害者サービス情報

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>



障害児通所支援事業所一覧（大田区内）

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hattatsu/jigyousyotiran.html>



移動支援協定締結事業者一覧

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/seikatsushien/seikatsuken/seikatsuken/idoushien.html>



各事業種別の内容につきましては、資料7主な社会福祉施設・事業等の概要（障がい福祉関係はP60～）をご覧ください。

(4) 区内保育サービス施設数（指導検査対象種別）

（令和7年4月1日現在）

種別		保育施設数
特定教育・保育施設	私立認可保育所	155
特定地域型保育施設	小規模保育事業	25
	事業所内保育事業	3
特定子ども・子育て支援施設等	定期利用保育室	3
	認証保育所	34
	認可外保育施設（上記以外で保育サービス課指導検査担当が検査を所管する施設のみ）	15
合計		235

個別施設の連絡先等の詳細については、【[大田区のホームページ](#) > 生活情報 > 妊娠・出生・子育て > 保育（一時保育を含む） > 保育施設に入所を希望する方へ（一時保育含む）】をご覧ください。



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikushisetsu_nyukibo/index.html

各事業種別の内容につきましては、[資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要（保育施設関係はP63）](#)をご覧ください。

資料3 令和7年度 大田区社会福祉法人指導監査実施方針

令和7年3月18日 6福福発第13863号 福祉部長決定

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下及び地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しを行い、改正社会福祉法が平成29年4月1日に全面施行された。

このことから区は、法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で、法人の自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう、より一層経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の向上、適正かつ公正な支出管理等、制度改正項目の定着並びに法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

2 一般監査の重点項目

（1）法人運営

ア 定款

（ア）法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反してはいないか。

（イ）定款の変更が評議員会の特別決議を経ているか。また、区の認可を受けているか。

イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程類の策定が行われているか。

ウ 評議員

（ア）適正な手続により選任又は解任されているか。

（イ）要件を満たす者が選任されているか。

（ウ）評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。

（エ）善管注意義務を果たしているか。

エ 評議員会

（ア）法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

（イ）決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

（ウ）法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

オ 理事

（ア）要件を満たす者が適正な手続により選任又は解任されているか。

（イ）6人以上選任されているか。

（ウ）理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続により行われているか。

（エ）理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。

（オ）法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。

（カ）善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

カ 監事

- (ア) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。
- (イ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

キ 理事会

- (ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。
- (イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか）。
- (ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
- (オ) 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 会計監査人

- (ア) 特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めているか。
- (イ) 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。

ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

- (ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。
- (イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- (ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。
- (エ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

- ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。
- イ 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合を除く。）又は収益事業に充てていないか。
- ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。
- エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

- (ア) 所轄庁の承認を経ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。
- (イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。
- (ウ) その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。
- (エ) 理事長等が他の事業を経営している場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

- (ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。
- (イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

(ウ) 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続により、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。

(エ) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(オ) 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。

(カ) 借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。

(キ) 借入金の償還が確実になされているか（償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。）。

(ク) 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。

(ケ) 施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

(4) その他

ア 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別な利益を与えていないか。

イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

ウ 定款、役員等報酬基準、現況報告書、役員等名簿、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

エ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 監査の実施方法

(1) 対象法人

区長が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 実施形態

ア 一般監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

ただし、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、原則として運営及び会計担当により編成する。ただし、法人の状況により適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則として概ね実施日の2週間前までに到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別に定める。

(カ) 延長及び省略等

社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号の別添）に基づき、一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略等について、判断する。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

事案の重大性等に応じて随時行うこととする。

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて、法人の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、一般監査に準じる。ただし、法人の状況により適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和 7 年 4 月 1 日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定基準

(ア) 社会福祉法人指導監査実施要綱に定める一般監査の実施の周期に該当する法人

(イ) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

(ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

(エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人

(オ) 毎年度、現況報告書又は法人調査書を提出していない法人

(カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果において問題がある法人

(キ) 法人認可後、指導監査を実施していない法人

(ク) 新設かつ施設整備中の法人

(ケ) 区から民間移譲された施設を運営する法人

(コ) 当該法人が運営する施設が指導検査の時期に当たる法人（当該法人及び施設の指導検査を併せて所管するものに限る。）

4 法人との情報共有等

社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重しつつ適正な法人運営に資するため、区長が所轄庁となる法人を

対象に集団指導を実施し、区と法人及び法人間の情報共有を図る。

5 関係団体等との連携

(1) 法人の所轄庁としての都区市等

ア 法人の指導監査事務が法定受託事務であることを踏まえ、所轄庁間における事務の取扱いの標準化を図るため、法令解釈や監査結果の情報共有など、必要な連携を行う。

イ 都、他区市、他県等との間における所轄庁変更後においても、法人に対する指導の継続性が確保されるよう、情報共有を図る。

(2) 国及び都

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

(3) 施設等運営指導所管等

法人が運営する施設等の運営指導所管等と連携し、指導監査の適正な対応・推進を図る。

資料4 令和7年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針

令和7年3月19日 6福福発第13861号 福祉部長決定

大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱(平成22年4月20日付22福介発第10102号区長決定。以下「要綱」という。)第4条第3項第1号の規定に基づき、以下のとおり、令和7年度における指導に関する実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを提供する事業者(法第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者を含む。以下「介護保険サービス事業者等」という。)に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的とする。

2 指導項目

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 介護給付費の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

介護保険サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 虐待防止の徹底及び身体的拘束等の適正化の推進

介護サービス利用者の尊厳の保持は重要であることから、虐待の防止や身体的拘束等の適正化に向けた取組み(緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、虐待の防止及び身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置等)が実施されているか。

(2) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

(3) 設備基準・運営基準関係

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意(個人情報の利用を含む。)が適切に行われているか。
- ウ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。

カ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

(4) 介護報酬関係

介護保険法改正等を踏まえた介護報酬算定に関する告示を適切に理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(5) 計画の適切な作成

ケアプランでは、介護保険制度の基本理念を実現する上で重要であり、利用者の選択に資するよう、地域のサービス情報を公正中立に提供し、利用者の日常生活全般を支援する観点から、適切に作成しているか。医療をはじめとする他機関との連携を積極的に図るとともに、個別の介護保険サービス事業所に適切な時期に交付しているか。

個別のサービス計画では、ケアマネジメントが、利用者個々の環境や希望などを把握し、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点で、アセスメントからモニタリングまで所要のプロセスを適切に行っているか。

(6) 介護職員の処遇改善

介護職員等処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、介護保険サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、介護職員処遇改善計画を適切に周知しているか。

(7) 業務管理体制

介護保険サービス事業者等は、介護サービス利用者の人格を尊重するとともに、介護保険法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

4 指導実施形態

(1) 集団指導

一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式にて実施する。

(2) 実地指導

原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により介護保険サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成し、介護保険サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

5 指導対象事業者の選定方法

(1) 過去一度も指導を実施していない事業所

(2) 一定期間、実地指導を実施していない事業所

- (3) 事業者等からの通報等により、虐待、不正請求等が疑われ、実地による指導が必要と認められる事業所
- (4) その他の事情により実地による指導が必要と認められる事業所

6 関係機関との連携

- (1) 国及び東京都に対し、指導に係る法令・制度運用に係る疑義照会、事業所等に係る情報提供等を行い、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 福祉部各課等と連携し、指導の適正な対応・推進を図る。

資料5 令和7年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針

令和7年3月19日 6福福発第13862号 福祉部長決定

大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成25年3月29日付24福福発第12070号区長決定。以下「要綱」という。）第3条第4項の規定に基づき、以下のとおり、令和7年度における重点指導事項等を定め計画的に指導を実施するため実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的とする。

2 指導項目

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 自立支援給付費等の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

障害福祉サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 虐待防止の徹底及び身体拘束等の適正化の推進

利用者に対する虐待の防止や身体拘束等の適正化に向けた取組み（緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置等）が実施されているか。

(2) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

(3) 設備基準・運営基準関係

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。
- ウ 個別支援計画等の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して作成・記録・保管されるとともに、適宜見直しを行い、適切な支援が行われているか。
- エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、申出から終結までの記録を文書で残し、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。

(4) 自立支援給付関係

自立支援給付算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付が請求されているか。

(5) 福祉・介護職員等の処遇改善

福祉・介護職員等処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、障害福祉サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、福祉・介護職員処遇改善計画を適切に周知しているか。

(6) 業務管理体制

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス利用者の人格を尊重するとともに、法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

4 指導実施形態

(1) 集団指導

一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式にて実施する。

(2) 実地指導

原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により障害者福祉サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成し、障害福祉サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

5 指導対象事業者の選定

(1) 過去一度も指導を実施していない事業所

(2) 一定期間、実地指導を実施していない事業所

(3) 事業者等からの通報等により、虐待、不正請求等が疑われ、実地による指導が必要と認められる事業所

(4) その他の事情により実地による指導が必要と認められる事業所。

6 関係機関との連携

(1) 国及び東京都に対し、指導に係る法令・制度運用に係る疑義照会、事業所等に係る情報提供等を行い、事業者指導の立場から連携を図る。

(2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。

(3) 福祉部各課等と連携し、指導の適正な対応・推進を図る。

資料6 令和7年度大田区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等の指導検査実施方針

令和7年4月11日 7こ保発第10179号 こども未来部長決定

1 基本方針

国においては、保育所等における継続的な経営情報の見える化が令和7年度から施行された。また、1歳以上児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として6対1から5対1以上に改善した場合に加算が新設された。

一方で、児童福祉法の改正により保育所等の職員による虐待に関する通報義務が本年10月に施行される。さらに、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度を令和8年度から全国の自治体において実施することが示されている。

区は、本年3月に「大田区こども未来戦略」を策定し、「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします」を基本理念とし、個別目標として「保育サービス等の充実」を掲げている。区内の保育施設の量の拡大は進んだ一方、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。

こうした状況から保育所等におけるこどもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すために、指導検査の確実な実施が求められている。

以上を踏まえ、こどもの安全と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が保育所等を安全・安心に利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの法令並びにこれらに基づく運営基準や指導検査基準(以下「関係法令・基準等」という。)に照らし、こどもの最善の利益が保障されるよう、保育施設等の適正な運営及び保育サービスの質の維持・向上を図ることに主眼を置き、指導検査を実施する。

指導検査にあたっては、東京都と区が連携し、それぞれの権限を効果的かつ効率的に行使できる体制を整え実施する。

また、各施設への指導検査にあたり、別に実施する保育士等による巡回指導・訪問等も合わせ重層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質の一層の向上と安全の確保に取り組んでいく。

2 一般指導検査及び確認指導の重点項目

(1) 一般指導検査

① 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員が確保されているか。
- (イ) 労働環境や労働条件が適切か。
- (ウ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。
- (エ) 処遇改善等に関する体制の整備周知が適切に行われているか。

イ 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- (ア) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
- (イ) 避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか。
- (ウ) 不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか。
- (エ) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

ウ 適正な情報提供・情報開示

- (ア) 運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか。
- (イ) 必要な情報を適切な方法で周知しているか。

エ 利用者の人権の擁護、虐待の防止

- (ア) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
- (イ) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

② 保育内容関係

ア 保育所保育指針に基づく保育

- (ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画が作成され、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (ア) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- (イ) 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

③ 会計関係

ア 「経理等通知」等の遵守。

- (ア) 支出内容は適正か。
- (イ) 弾力運用は要件を満たしているか。
- (ウ) 本部運営経費の充当が適正に行われているか。

イ 計算書類・会計帳簿は適正な作成。

- (ア) 保育所ごとに区分し作成されているか。
- (イ) 施設の貸借対照表は当期末における残高を適正に反映しているか。

ウ 処遇改善等加算通知・キャリアアップ補助金交付要綱の遵守。

- (ア) 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか。
- (イ) 賃金の改善が行われているか。

(2) 確認指導

① 運営管理

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

イ 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- (ア) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
- (イ) 避難訓練、救命救急訓練、緊急通報訓練等の安全対策を実施しているか。
- (ウ) 通園のための自動車の運行については、ガイドラインに適合する児童の見落としを防止する装置を装備しこれを用いて児童の所在を適切に確認しているか。

ウ 利用者の人権の擁護、虐待の防止

- (ア) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
- (イ) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

② 保育内容

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

- (ア) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが適切に行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に準じて適切な保育（こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育）が行われているか。
- (ウ) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- (エ) 食物アレルギー等のこどもの状況に配慮した食事の提供が適正に行われているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

③ 会計経理

- ア 運営費等補助金が適正に支出されているか。
- イ「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか。

3 特別指導検査及び確認監査の重点項目

(1) 運営関係

関係法令等が遵守されているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、利用するこどもの健全な発達に資するものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

関係法令等が遵守されているか。

4 指導形態等

(1) 集団指導

区が施設等に対して、関係法令・基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習会を開催する方法のほか、講習会の内容をオンラインで配信する等の方法により実施する。

(2) 実地指導

区が施設種別ごとに日程を定め、原則として施設等へ赴き、資料の確認や施設等に対して質問等を行い、必要と認める場合、関係法令・基準等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(3) 運営状況報告

区が施設等に対して、必要と認める場合、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

5 実施計画

(1) 集団指導

① 指導検査講習会

ア 実施方法

日程を定め、施設等の設置者等を一定の場所に集めて実施する方法のほか、事前に収録した講習内容をオンラインで配信して施設等の設置者等に視聴させる方法などで実施する。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

ウ 実施通知

指導対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ書面で集団指導を実施する旨、その日時及び場所（集合形式の場合）、アクセス方法（オンライン配信の場合）、その他必要な事項を通知する。

エ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

(2) 実地指導

① 一般指導検査及び確認指導

ア 実施方法

日程を定め、原則として施設へ赴き実施する。

イ 実施単位

原則として施設を単位として実施する。

ウ 検査体制

一般指導検査の検査員は、原則として2人以上とし、確認指導の検査員は原則として2人以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で一般指導検査又は確認指導を実施する旨、その日時、場所、その他の必要な事項を通知する。ただし、一般指導検査又は確認指導の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

② 特別指導検査及び確認監査

ア 実施方法

日程を定め、原則として施設に赴き実施する。必要に応じて対象施設等設置者の関係者に来庁を求め実施することがある。

イ 実施単位

原則として施設を単位として実施する。

ウ 検査体制

検査員は、原則として3人以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。なお、必要により東京都と合同で実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で特別指導検査又は確認監査を実施する旨、その日時、場所その他の必要な事項を通知する。ただし、特別指導検査又は確認監査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設及び日程

対象施設及び日程は適宜決定する。

③ 実地指導における対象施設の選定方法

ア 選定の対象

令和7年4月1日時点で存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設についても、必要があると認められた場合は選定の対象とする。

イ 選定の方法

(ア) 東京都における指導検査の対象となっている施設

(イ) 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等（以下「指導検査等」という。）又は東京都の指導検査や立入調査において、指摘事項の改善が図られていない施設

(ウ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(エ) 新規に開設された施設や事業譲渡等により運営法人が変更になった施設

(オ) 相当の期間にわたって、指導検査等を実施していない施設

(カ) 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設（認可保育所、認証保育所）

(キ) 区立保育園から新たに民営化された施設（認可保育所）

(ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設（認可保育所。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を合わせて所管するものに限る。）

(ケ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

(3) 運営状況報告

① 実施方法

施設等に対して、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

② 実施単位

施設を単位として実施する。

6 関係団体等との連携

(1) 東京都との連携

児童福祉法に基づく都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく区の指導検査との合同実施を行う。

(2) 区内社会福祉法人を所管する部局との連携

- ① 区が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、区の所管部局が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。
- ② 区が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、所管部局相互に、必要な情報の交換を行う。

資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要

(1) 介護関係

区分	種別	概要
(施設サービス) 介護保険施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。要介護者に対して、(1)入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活の世話、(2)機能訓練、(3)健康管理、(4)療養上の世話をを行います。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。(1)看護、(2)医学的管理下での介護、(3)機能訓練等の必要な医療、(4)日常生活の世話をを行います。
	介護療養型医療施設	比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設です。(1)療養上の管理、(2)看護、(3)医学的管理下の介護等の世話、(4)機能訓練等の必要な医療を行います。
	介護医療院 (平成30年4月から創設)	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。
(在宅サービス) 介護保険在宅サービス事業(介護予防を含む)	訪問介護	介護福祉士や、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行います。
	訪問入浴介護	看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を巡回し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行います。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を考慮して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等に通い、日中の食事・入浴(浴室がある施設のみ)の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設や、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスが提供されます。心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。

区分	種別	概要
介護保険在宅サービス事業（介護予防を含む） （在宅サービス）（続き）	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、入居している施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けます。
	福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の、日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸出しを行います。
	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴または排せつのために使用する（貸与になじまない）特定の用具を販売します。
	訪問看護	病状が安定期にある要介護者等に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づいてサービスが行われ、認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	訪問リハビリテーション	病院、診療所の理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
	短期入所療養介護（医療ショート）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療や日常生活の世話等のサービスが提供されます。心身の状況や病状、家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。

区分	種別	概要
地域密着型サービス事業（介護予防を含む） （在宅サービス）	認知症対応型 通所介護	認知症高齢者を対象に食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	地域密着型 通所介護	定員 18 名以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら少人数で共同生活する住宅（グループホーム）です。家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で生活することを目的とします。
	小規模多機能型 居宅介護	「通所」を中心に、ご本人の状況や希望に応じて、「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。
	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い利用者の状況に応じて、「通い」「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて、地域における多様な療養支援を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	指定を受けた定員 29 名以下の介護専門型有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
	夜間対応型 訪問介護	夜間に安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間（深夜、早朝）を問わず、介護サービスと看護サービスが連携をとりながら定期的巡回や随時の通報により訪問し、必要に応じて入浴、排泄、食事等の介護や療養上の世話、診療の補助を行います。
居宅介護 支援	居宅介護支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業者が心身の状況・環境・本人や家族の希望等を聞いて、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護サービス事業者との調整や、介護保険施設への紹介等を行います。

(2) 障がい福祉関係

区分	種別	概要
障害者支援施設等	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に、施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護等を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練) 宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。 機能訓練は、身体機能・生活機能の維持向上を目的とし、生活訓練は、生活能力の向上を目指します。生活訓練には通所型の他に、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用し、帰宅後における訓練その他の支援を行う宿泊型自立訓練があります。
	就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 (A型) (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型とB型との2種類があります。 【就労継続支援A型】 雇用契約に基づく就労が可能な方に、雇用契約の締結等により就労の機会等を提供します。 【就労継続支援B型】 雇用契約に基づく就労が困難な方に、就労の機会等を提供します。
	就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。

区分	種別	概要
障害福祉在宅サービス事業	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する方に、自宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方に、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障がい者の中でも介護の必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への一時的な入所を必要とする方に、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	自立生活援助	施設等を利用していた障がい者が、一人暮らしを始めた時に、生活や健康等に問題がないか、訪問して必要な助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
相談支援事業	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者（児）等に対して、申請に係る障がい者（児）の心身の状況やサービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容を記載した「サービス等利用計画案」（障がい児は「障害児支援利用計画案」）の作成及び支給決定後の関係者の連絡調整や「サービス等利用計画」（障がい児は「障害児支援利用計画」）の作成を行います。 また、一定の期間ごとに定期的なモニタリングを行い、計画の見直しを行います。

区分	種別	概要
相談支援事業（続き）	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者等に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	自宅において単身等の状況で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して緊急の事態等が生じた場合に相談等を行います。
地域生活支援事業	地域活動支援センター	障がい者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
	日中一時支援	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、ヘルパーを派遣して必要となる移動の介助や外出の支援を行います。
障害児通所支援事業	児童発達支援	未就学の障がい児が、日常生活における基本的動作、知識技能の習得、集団生活に適應することができるよう指導及び訓練を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体感の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう専門的な支援等を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

(3) 保育施設関係

区分	種別	概要
認可保育施設	特定教育・保育施設 (認可保育所)	保護者が仕事や病気等の理由により、保育を必要とする0歳から小学校就学前までの子どもを預かって保育します。東京都が認可しています。
	特定地域型保育施設	子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育事業」として、区が認可する施設や運営基準等を定めた保育施設です。区内には以下の種別があります。
	・小規模保育所 (A・B型) ・事業所内保育所 (A・B型)	利用定員は19名までで、対象年齢は1歳から2歳(事業所内保育所のみ0歳も対象)の乳幼児です。事業所内保育所では、事業所の従業員のこどものほか、利用定員の一定枠内で地域のこどもが利用できます。 A型は保育士の割合が10割、B型は保育士の割合が6割以上で、他の保育従事者は区が認めた研修修了者です。
認可外保育施設	定期利用保育室	東京都が施設や職員の基準を定めており、毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間を柔軟に決められる保育事業です。
	認証保育所 (A・B型)	都独自の基準により認証した保育施設で、13時間以上開所しており、0歳から入所できます。A型は区市町村が必要と認める月48時間以上の利用が必要な小学校就学前までの児童、B型は区市町村が必要と認める2歳までの児童が対象です。
	特定子ども・子育て支援施設等 (定期利用保育室及び認証保育所以外)	ベビーホテル、事業所内保育施設等、保育を行うことを目的とする施設であって認可を受けていない施設です。対象年齢や保育時間、保育の内容等は、施設によりさまざまです。

資料8 各種参考情報

指導監査（検査）結果の詳細や関連する基準等については、下記ホームページに掲載しています。

（１）指導監査（検査）結果の詳細について

本報告書で概要を示した社会福祉法人、介護、障がい、保育の各福祉サービス事業所等の指導検査結果について、より詳細な資料をご覧になりたい方は、以下のサイトでご確認ください。

ア 社会福祉法人の指導監査（検査）結果：各法人の最新の法人指導監査（検査）結果については、財務諸表等電子開示システムに掲載されている現況報告書に記載されています。

① 大田区のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人情報（大田区内に主たる事務所があるもの）



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/houjiniho/index.html>

リンク先にある各社会福祉法人のページを開き、「法人が公表している資料について」の中にある「財務諸表等電子開示システム」で公表している情報をクリックしてください。当該法人の財務諸表等電子開示システムのページが開きます。

② 独立行政法人福祉医療機構のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法



<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」をクリックすると、法人名や所在地等から個別の社会福祉法人のページを検索することができます。

上記①または②のいずれかの方法で財務諸表等電子開示システムの各社会福祉法人のページにアクセスすると、現況報告書へのリンクがありますので、現況報告書をダウンロードしてください。

現況報告書を開き、セクション「14.ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」の「（２）法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況」をご覧ください。

イ 介護保険サービス事業者等指導結果の詳細

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >介護保険サービス事業者等の指導・監査及びその結果



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-jigyousya_shidou.html

ウ 障害福祉サービス事業者等指導結果の詳細

大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） > 障害福祉サービス事業者等の指導・監査及びその結果

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouasya_kensa.html



エ 保育指導検査結果の詳細



大田区ホームページ > 生活情報 > 妊娠・出産・子育て > 保育（一時保育を含む） > 保育施設の指導検査

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/

（２）指導検査の実施要綱・基準等

福祉部福祉管理課及びこども未来部保育サービス課が実施している指導検査の実施要綱・基準等（PDFファイル）については、それぞれ下記のサイトからダウンロードすることができます。

ア 社会福祉法人の指導監査



大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） > 社会福祉法人の認可等・指導監査 > 社会福祉法人の指導監査関係

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/shidokansa.html>

イ 介護保険サービス事業者等指導実施要綱、監査実施要綱、指導実施方針、指導検査基準

大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） > 介護保険サービス事業者等の指導・監査及びその結果

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-jigyouasya_shidou.html



ウ 障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱、指導実施方針、指導検査基準

大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） > 障害福祉サービス事業者等の指導・監査及びその結果

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouasya_kensa.html

エ 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱、大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱、同指導検査実施方針、同指導検査基準



大田区ホームページ >生活情報 >妊娠・出産・子育て >保育（一時保育を含む）

>保育施設の指導検査 >指導検査実施要綱・実施方針・検査基準等

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/shidou-kensa-houshin.html

区の指導監査（検査）に関する連絡先

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：03-5744-1111（大田区役所代表）

担当	主な担当業務（指導検査関連）	連絡先
福祉部 福祉管理課 法人指導担当	(1) 社会福祉法人の指導監査 (2) 介護保険サービス事業者等の指導・監査 (3) 障害福祉サービス事業者等の指導・監査	電話 03-5744-1215
こども未来部 保育サービス課 指導検査担当	(1) 特定教育・保育施設の指導検査 (2) 家庭的保育事業等の指導検査 (3) 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査 (4) 定期利用保育室（専用施設）の立入調査 (5) 東京都認証保育所の立入調査	電話 03-5744-1749

令和6年度
社会福祉法人・福祉サービス事業者等
指導監査（検査）結果報告書

令和7年9月発行

編集・発行

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区福祉部福祉管理課

電話 03（5744）1215

FAX03（5744）1520

大田区こども未来部保育サービス課

電話 03（5744）1749

FAX03（5744）1715